農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

あて先

寄居町農業委員会会長様

当事者

 <譲度人>

 住 所
 住 所

 氏 名
 氏 名

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に〇を付してください。) 記

1 当事者の氏名等 (国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	及び在留 期間の満	認定経営 発展法人 (該当する 場合〇)
譲渡人								
譲受人								

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書 (全部事項証明書) を添付してください。)

所在・地番	地目		対価、賃料等 の額(円)	は名称	所有権以外の使用収益権が設 定されている場合	
	登記簿	現況	[10a当たりの額]	(現所有者が登記 簿と異なる場合	権利の種類、 内容	権利者の氏名又 は名称
			/10a J	l J		

2	+左手(1ナ、三几一一)	(1) (1) (1)	1- 5	しょしてまがんのはな
J	権利を設定し、	又は移転し	ノより(とする契約の内容

•	権利	を設定又	は移転し	しよう	とする時期

- ・ 土地の引き渡しを受けようとする時期
- ・ 権利を設定又は移転しようとする契約期間

(記載要領)

- 賃借においては、譲渡人を貸付人、譲受人を借受人としてください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)して ください。
- 所有権移転の場合のみ国籍等を記載してください。この場合の国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してくだ さい。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国 (内国法人の場合は、「日 本」)を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項の在留期間をいう。)及び在留期間の満了の 日も併せて記載してください。
- 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停 等を証する書面を添付してください。
- 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第16条の3第1項に規定する認定経営発展法 人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けてい る認定発展計画の写しを添付してください。
- 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約 期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事 業の概要を併せて記載してください。

(本人確認に係る留意事項)

申請者が窓口に申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してくだ さい。

【1点でよいもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等 【2点必要なもの】

健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

上記1以外の場合(代理人が持参する場合や郵送する場合等)、申請者の本人確認書類として、 次のいずれかの書類を添付してください。

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、健 康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写し 申請者が法人の場合は、登記事項証明書等により確認します。

必要に応じて農業委員会が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります